

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

平成 18 年 11 月 14 日制定
平成 21 年 4 月 1 日確認
平成 22 年 4 月 1 日確認
平成 23 年 3 月 31 日確認
平成 24 年 4 月 1 日確認
平成 25 年 4 月 1 日確認
平成 26 年 4 月 1 日改訂
平成 27 年 4 月 1 日改訂
平成 28 年 4 月 1 日確認
平成 29 年 4 月 1 日確認
平成 30 年 4 月 1 日確認
平成 31 年 4 月 1 日確認
令和 2 年 4 月 1 日確認
令和 3 年 4 月 1 日改訂
令和 3 年 11 月 1 日確認
令和 4 年 4 月 1 日確認
令和 5 年 4 月 1 日確認
令和 6 年 4 月 1 日改定

社会福祉法人 至誠学舎東京 緑寿園

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 「発生時状況の把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

統括施設長、施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書式は都道府県、市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合> (各市の基準に従う)

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に統括施設長、施設長が報告を必要と認めた場合

※ イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意。

※ インフルエンザについては、西東京市・小金井市は1名でも報告する。武蔵野市は記載通り。

※ 新型コロナウイルスの感染が確定した場合、区市町村へ事故報告するとともに、東京都へも電話で一報、その後、区市町村へ提出した事故報告書の写しを郵送する。尚、居宅サービス（介護老人保健施設・介護医療院のみなし指定を除く）につきましては、東京都への報告は必要ない。

・東京都福祉保健局高齢社会対策部 施設支援課施設運営担当 TEL 03-5320-4264

<報告する内容>

ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※ 尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

※結核予防法については平成19年3月31日をもって廃止され、感染症法（BCGについては予防接種法）へ統合された。

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染対策委員会を設置します。

② 感染対策委員会の構成員

- ア) 統括施設長
- イ) 施設長
- ウ) 衛生管理者
- エ) 常勤医師
- オ) 産業医（定例の会議体に出席）
- カ) 生活相談員
- キ) 看護職員（感染対策推進者）
- ク) 介護職員
- ケ) 管理栄養士
- コ) 介護支援専門員(必要時、施設長が招集する)
- サ) 事務企画室長
- シ) 介護予防支援職員
- ス) 在宅サービス室室長
- セ) 訪問介護職員(サービス提供責任者)

④ 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に1ヶ月に1回開催します。

その他、必要な都度、開催します。

⑤ 感染対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- イ) 各指針・各マニュアル等の作成
各感染症の予防マニュアル・各感染症対応マニュアル・清掃マニュアル・食品取り扱いマニュアル・食中毒予防マニュアル等
- ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- カ) 委託業者（清掃、調理等）への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底
- キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- ク) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）
- ケ) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価
- コ) 感染症や災害が発生した場合であっても、迅速に行動できるよう、業務改善計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的に研修の実施（年2回以上）、訓練（シミュレーション）（年2回以上）の実施

⑥ 職員の健康管理

- ア) 夜勤介護、当直等に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施する。

インフルエンザ等の予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(統括施設長および施設長)

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- 2) 感染症発生時迅速に法人本部、東京都、市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐ
 - ・多摩小平保健所 TEL 042-450-3111 生活環境安全課食品衛生係・感染症対策係
 - ・夜間休日：東京都保健医療情報センター「ひまわり」TEL 03-5272-0303

(医師)

- 1) 診断、処置方法の指示
- 2) 各協力病院、所轄の保健所との連携を図る

(看護職員(感染対策推進者))

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備(法人本部、行政機関、施設、家族、関連事業所)
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応
- 6) 各職種別教育

(管理栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族、関連事業所）
- 5) 経過記録の整備

（介護職員）

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年 2 回以上)の実施
- ② 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設内に掲示しいつでも自由に閲覧することができます

【 関係通知 】

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

(平成 11 年厚生省令第 46 号)

(改正：平成 18 年厚生労働省令第 38 号)

(衛生管理等)

第 26 条

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対

処等の手順に沿った対応を行うこと。

【解釈通知】

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日老発第214号)

(改正：平成18年3月31日老発第0331022号)

1.2 衛生管理等

(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取り扱いとすること。

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染症対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、統括施設長（委員長）、施設長（管理者）、事務企画室室長、在宅サービス室室長、医師、看護職員(感染対策担当者)、介護職員、管理栄養士、生活相談員、衛生管理者、介護予防支援職員、訪問介護職員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>)を参照されたい。

③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修

介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

④ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないもの

である。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。